

こととなつた場合」という。）（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一条の規定の適用を受けた者でない場合に於ては、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することとなつた日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することとなつた場合（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一条の規定の適用を受けた者でない場合に於ては、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該該当することとなつた日の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。）については、消費税法第十二条の四第二項の規定は、適用しない。

第八十七条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十七条の四第一項及び第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「」に「」を「」若しくは酒税法第十九条第一項に規定する事業譲渡に「」、「又は」を「若しくは譲受者又は」に改める。

第八十七条の六第二項中「、又は」の下に「当該酒類につき」を加え、「当該酒類が非居住者によつて前項に規定する方法により購入されたことについての明細を記載した書類として政令で定める書類を添付しない」を「同条第一項第二号に規定する事項の記載がない」に改め、同項ただし書中「若しくは当該政令で定める書類を添付することができなかつたこと」を削る。

第八十八条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「一万二千五百円」を「一万三千五百円」に改める。

第八十八条の七第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、「第一号」の下に「及び第二号」を加え、「エタノール及び」を「エタノール並びに」に、「第二号」を「第三号」に改め、同項第一号中「」の「」を「次号において同じ。」の「」に、「いう。次号、」を「いい、同号

に掲げる物品に該当するものを除く。」に改め、同項第二号中「バイオエタノール」を「前二号に掲げる物品」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 カーボンリサイクルエタノール（アルコールのうち、廃棄物の処分その他の行為により発生したガスに含まれる炭素の酸化物又は大気中の炭素の酸化物を用いて製造されたものであつて財務省令で定めるものをいう。第五項及び第六項において同じ。）

第八十八条の七第五項中「係るバイオエタノール」の下に「カーボンリサイクルエタノール」を加え、「又は当該」を「、当該カーボンリサイクルエタノール又は当該」に、「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同条第六項中「者又は」の下に「カーボンリサイクルエタノール若しくは」を加え、「又は当該」を「、当該カーボンリサイクルエタノール又は当該」に、「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同条第九項中「（第一項第二号）」を「（第一項第一号）」に、「に限る」を「を除く」に、「第八十八条の七第一項第二号」を「第八十八条の七第一項第一号」に改める。

第八十九条第十六項中「第十五条第三項及び」を削る。

第九十条の三の三第一項、第九十条の三の四第一項及び第九十条の四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第九十条の四の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十条の六第一項及び第九十条の六の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第九十条の八、第九十条の八の二第一項から第四項まで及び第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同項第四号イ(2)中「平成三十二年度以降」を「令和二年度以降」に、「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第五号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同条第三項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、

「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同項第一号イ(2)及び第二号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第四項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同項第一号イ(2)及び第二号口中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第五項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第九十条の十三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第一号イ及び第二号イ中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第九十条の十四第一項及び第三項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改め、同条第四項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十二年十月三十一日」を「令和二年十月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十一年十一月一日」を「令和元年十一月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改める。

第九十一条第二項及び第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十一条の三第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十三条第一項中「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 消費税法第四十五条の二第五項

第九十三条第二項中「特例基準割合とは、」を「利子税特例基準割合とは、平均貸付割合（）に、「十月」を「九月」に、「九月」を「八月」に改め、「（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「十二月十五日」を「十一月三十日」に、「に、年一パーセント」を「をいう。以下同じ。）に年〇・五パーセント」に改め、同条第三項中「（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同条第四項第二号中「特例基準割合（）を「利子税特例基準割合（）に、「特例基準割合を」を「利子税特例基準割合を」に、「以下第九十五条まで」を「次項」に改め、同条第五項中「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改め、「（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

第九十四条第一項中「の特例基準割合」を「の延滞税特例基準割合（平均貸付割合に年一パーセントの

割合を加算した割合をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。」に改め、「(次項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「特例基準割合に」を「延滞税特例基準割合に」に改め、同条第二項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間(以下この項において「軽減対象期間」という。)」がある場合には、当該軽減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。)」が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合(」を「猶予特例基準割合(」に、「第九十条第二項(利子税)」を「第九十四条第二項(延滞税)」に、「特例基準割合を」を「猶予特例基準割合を」に改める。

第九十五条中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。)」が「に、「次条」を「次条第一項」に、「同項の」を「同法第五十八条第一項の」に、「第九十三条第二項(利子税)」を「第九十五条(還付加算金)」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める。

第九十六条中「(利子税、延滞税及び還付加算金をいう。)」を削り、同条を同条第二項とし、同条に

第一項として次の一項を加える。

前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。）の額の計算において、第九十三条に規定する計算した割合に〇・一パーセント未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、前三条に規定する計算した割合及び加算した割合（平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

「第八節 その他の特例（第六十六条の十一第六十八条の七）

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九―第六十八条の四十

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三―第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一・第六十八条の六十二）

目次中

- 第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例
- 第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八條の六十三）
- 第十四節の二 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例（第六十八條の六十四・第六十五節 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例（第六十八條の六十四・第六十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八條の六十六）
- 第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八條の六十七）
- 第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八條の六十八・第六十八條の六十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例
- 第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八條の七十一―第六十八條の七十三）
- 第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八條の七十四―第六十八條の七十六の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八條の七十六の二）
- 第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八條の七十七）
- 第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八條の七十八―第六十八條の

第二十節 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十七）

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八条の八十八・第

第二十三節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十

第二款 連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（第六十八条の八十九の二・第六

第二十四節 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十一―第六十八

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第

第二十五節 連結法人のその他の特例（第六十八条の九十四―第六十八条の百十二）

(第六十八條の六十二の二)

條の六十三の二

十八條の六十五

條の六十九

十八條の七十六

を「第八節 その他の特例(第六十六條の十一第六

八十五)

の特例(第六十八條の八十六)

六十八條の八十八の二)

九)

十八條の八十九の三)

條の九十三)

六十八條の九十三の二―第六十八條の九十三の五)

」

十八条の六」に改める。

第二条第二項第十号の四中「連結親法人」を「通算親法人」に改め、同項第十号の五中「連結子法人」を「通算子法人」に改め、同項第十号の六中「連結法人」を「通算法人」に改め、同項第十号の七中「連結完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改め、同項第十九号を削り、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十七号の三を同項第十八号とし、同項第二十号の二から第二十二号までを削り、同項第二十二号の二を同項第二十一号とし、同項第二十二号の三を削り、同項第二十三号を同項第二十二号とし、同項第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号の二を同項第二十六号とし、同項第二十七号の二を削り、同項第二十八号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十六号」に改める。

第二条の二第三項中「第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八」を「第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四」に改める。

第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項及び第九条の二第四項中「及び第八十一条の十四第一項」を削る。

第九条の三の二第七項中「（以下「調整対象所得税相当額」という。）」及び「と、同法第八十一条の

十四第一項中「を除く」とあるのは「（調整対象外国税相当額を除く。）を除くものとし、当該連結法人が交付を受ける上場株式等の配当等に係る調整対象所得税相当額を加える」と、同法第八十一条の十五の二第一項中「収益の分配の支払」とあるのは「収益の分配の支払又は上場株式等の配当等の交付」と、「金額」とあるのは「金額及び当該上場株式等の配当等に係る調整対象外国税相当額」とを削る。

第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項中「第八十一条の十五の二第一項」を削る。

第九条の七第一項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削る。

第十条第七項第七号中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

第四十条第四項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第四十条の四第一項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改め、同条第二項第二号ハ(1)及び第三号ハ(1)中「第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を削り、同条第十三項中「第四条の六第二項及び第四条の七」を「第四条の二第二項及び第四条の三」に改める。

第四十条の七第一項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改め、同条第十四項中「第四条の六第二項及び第四条の七」を「第四条の二第二項及び第四条の三」に改める。

第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項中「及び第八十一条の十四第一項」を削る。

第四十二条の四第一項中「当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び」を削り、同条第二項中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、同項第一号中「から同日」を「（以下この号において「設立日」という。）から当該設立日」に改め、「こと」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度終了の日を含む事業年度が当該他の通算法人の設立日から当該設立日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当しない場合を除く。）」を加え、同項第二号中「限る」を「限るものとし、当該法人が通算法人である場合には当該法人の法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額を除く。以下この号において「純損失等の金額」という」に改め、「こと」の下に「（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度（当該法人に係る通算親法人の前項に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。）終

了の日に終了する事業年度終了の時に於いて純損失等の金額がある場合を含む。」を加え、同条第四項中「ものを」を「もの（通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者にあつては、当該通算法人である法人を含む。）を」に、「で、」を「（当該農業協同組合等が通算親法人である場合には、他の通算法人の全てが中小企業者に該当するものとして政令で定めるものに限る。）で、」に改め、同条第十一項を削り、同条第十三項中「又は第七項」を「第七項又は第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十二項中「又は第七項」を「第七項又は第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十項を同条第二十一項とし、同条第九項を同条第二十項とし、同条第八項第二号イ中「並びに第四十二条の十二の五の二第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項並びに第四十二条の十四第一項」に改め、同項第三号中「及び第十一項」を削り、同項第五号中「開始

の日前三年以内に開始した各事業年度」を「（第八項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の適用年度）開始の日の三年前の日から適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度」に改め、「当該適用年度開始の日前三年以内に開始した連結事業年度（以下この号において「三年以内連結事業年度」という。）にあつては当該三年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額とし、」及び「（三年以内連結事業年度にあつては、当該法人の当該三年以内連結事業年度の月数。以下この号において同じ。）」を削り、「場合には」を「場合には、」に改め、「とする。」を削り、「を当該三年以内」を「を当該期間内」に改め、「（三年以内連結事業年度の数を含む。）」を削り、「をいう」を「（同項第三号の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度開始の日が当該通算法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零）をいう」に改め、同項第八号中「その他」を「基準年度において通算法人に該当することその他」に改め、同項第十一号中「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に次の十一項を加える。

8 通算法人に係る第一項又は第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 通算子法人（当該通算子法人に係る通算親法人の第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）については、第一項中「事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「事業年度」と、第四項中「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く」とする。

二 通算法人の適用対象事業年度（当該通算法人の第一項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）をいう。以下第十項までにおいて同じ。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下第十項までにおいて「他の通算法人」という。）の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該通算法人の適用対象事業年度の第一項又は第四項の試験研究費の額は、あるものとする。

三 前号の通算法人の適用対象事業年度の第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額は、税額控除可能額（イに掲げる金額とロに掲げる金額とのうちいずれか少ない金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）に当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額がハに掲げる金額のうちに占める割合（第十三項及び第十四項において「控除分配割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び次項において「税額控除可能分配額」という。）とする。

イ 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「他の事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には、当該合計額の百分の十二に相当する金額）

(1) 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入

される試験研究費の額の合計額から比較試験研究費合計額（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。（1）及び（3）において同じ。）を減算した金額の当該比較試験研究費合計額に対する割合（（1）及び（2）において「合算増減試験研究費割合」という。）が百分の八を超える場合 百分の九・九に、当該合算増減試験研究費割合から百分の八を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合

(2) 合算増減試験研究費割合が百分の八以下である場合 百分の九・九から、百分の八から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の六未満であるときは、百分の六）

(3) 比較試験研究費合計額が零である場合 百分の八・五

ロ ハに掲げる金額の百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）に相当する金額

ハ 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額
四 前号の場合において、他の通算法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験